

仕 様 書

- 1 業 務 名 長府地区土堀ライトアップ整備業務
- 2 目 的 歴史ある長府地区の土堀等をライトアップし、新たな夜の観光コンテンツを創出するとともに、長府地区の回遊性・滞在性を向上し、まちの魅力を高めること。
- 3 委託期間 契約締結日から令和9年3月29日まで
- 4 業務実施場所 長府毛利邸及び長府庭園
- 5 業 務 概 要
 - (1) 対象の景観特性及び歴史的背景を踏まえた照明計画書の策定。照明計画書は施工前に市へ提出し、市の承認を受けること。
 - (2) 照明器機、受電・制御設備配線等の調達、設置。
なお、本ライトアップは常設とし、期間を限定せず運用するものである。
 - (3) 施工後の夜間照射調整、点灯試験
なお、業務の実施にあたっては、市担当者、各施設の指定管理者及び関係機関と十分に打合せを行い、承認を得た上で行うこと。
- 6 業 務 内 容
 - (1) ライトアップについて
 - ① ライトアップ可能範囲は、別図のとおり。必ずしも全ての範囲でライトアップしなければならないわけではない。ただし、業務実施場所2カ所の全てにおいてライトアップ設備を整備すること。設置場所の詳細については契約後、市と協議の上決定する。
 - ② ライトアップの想定対象物は、長府庭園正門、長府庭園白壁、長府毛利邸正門、長府毛利邸白壁、樹木とする。
ただし、それ以外をライトアップする提案を妨げるものではない。
 - ③ ライトアップの想定時間は、日没から午後9時までとする。
 - (2) 照明器具及び受電・制御設備の仕様
 - ① 光源はすべてLEDとし、光源寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。
 - ② 照明器具、制御盤、受電設備及び付属部品等はすべて新品であること。
 - ③ 電気用品安全法（PSE）に適合、またはJIS規格等に準拠した安全性を有すること。
 - ④ 屋外常設に耐えうる防水・防塵性能、耐候性、耐食性及び放熱性を有する構造とすること。
 - ⑤ 現場での細かな照射・演出調整に対応できる構造の器具とすること。
 - ⑥ 年間スケジュール制御タイマー、明るさセンサ等により、日没連動および消灯時間設定、調光制御が自動で行える制御盤・システムを設置すること。
 - ⑦ 電源の確保・引込については、以下によること。
 - ・各施設の既存分電盤から二次側を分岐・引き込むことを原則とする。
 - ・受託者は指定管理者等と事前に協議し、受電容量の確認、専用ブレーカー増設、施工時停電等の調整を行うこと。

- ・電気料金管理用の子メーターを設置すること。
- ・屋外配線は、地中埋設を推奨する。露出配管とする場合は景観色とすること。

(3) 施工および構造上の留意事項

- ①土塀、門扉等の歴史的構造物本体に直接ビス止めやアンカー削孔を行うことは原則禁止とし、自立基礎、置き基礎（ウェイト固定）、クランプ金物等の可逆的な工法を採用すること。やむを得ず構造物へ固定する場合は、事前に市の許可を得ること。
- ② 昼間時の景観を損なわないよう、器具本体・配管・支持金物・盤類の色彩は周辺景観（壁面・地盤・植栽等）と同化するダークブラウン、黒、グレー等の低彩度色を選定すること。
- ③歩行者のつまずきや動線の妨げとならないよう配慮し、投光器の設置位置や埋設配管ルートを計画すること。また、通行人の目線に直射光が入らない配光とすること。
- ④施工完了後、受託者は市担当者および関係者立会いのもと、夜間の点灯・照射調整（光軸・配光・調光レベルの微調整）を実施すること。
- ⑤照明器具及び設備の保証期間は引渡し後1年間とし、当該期間内に生じた器具の故障・不点灯等の修繕・交換費用は受託者の負担とする。なお、提案書等において1年を超える保証期間を提案した場合はその期間を適用する。保証開始日は本市の完了検査合格日とする。

7 成果品等の提出

受託者は委託業務完了後、速やかに実施報告書を提出するものとし、同報告書には次のものを添付又は記載すること。

- (1) 照明計画書
- (2) 配置図等各種図面
- (3) 竣工図・写真等
- (4) 設置機器の取扱説明書、仕様書、機器保証書
- (5) その他、市が必要と認める書類

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、下関市と受注者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務の実施期間については、下関市及び受注者協議の上、決めること。
- (4) 当該業務に必要な資材等は、受託者の負担とする。
- (5) 必要に応じ随時検査を行う。
- (6) 受託者は、別紙3特記仕様書に記載する市の「下関市環境方針」に基づいた取り組みに協力すること。
- (7) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとすること。
- (8) 設計に当たっては、「下関市景観条例（平成22年条例第48号）」及び「関門景観条例（平成17年条例第284号）」等の関係法令や「下関市夜間景観形成基本方針」及び「下関市夜間景観ガイドライン」等の方針に十分配慮すること。